



自民党 Lib Dems
Liberal Democratic Party of JAPAN

参議院議員

とよだとしろう
豊田俊郎

国会レポート vol.20



千葉県カ。

来一
復陽

一陽来復

悪いことが続いたあと、ようやく物事がよい方向に向かうこと。人生で挫折をしても挽回を期す人を応援する、豊田俊郎が大好きな言葉です。



参議院
財政金融委員長 就任

7月は参議院選挙！千葉県選挙区の自民党公認候補のご紹介

令和4年7月に行われる予定の参議院選挙では、千葉県選挙区では自由民主党として、現職の猪口邦子候補と新人の臼井正一候補の2名を公認候補といたしました。両候補に対するご支援宜しくお願いいたします。

猪口邦子プロフィール

上智大学外国語学部卒業
米国エール大学政治学博士号
上智大学法学部教授
衆議院議員
初代少子化担当大臣
参議院議員（2期）



臼井正一プロフィール

日本大学文理学部卒業
英国オックスフォード
アカデミー修了
（株）オリエンタルランド勤務
県議会議員（5期）



参議院議員 豊田俊郎 プロフィール

（令和4年1月現在）

《略歴》

昭和27年 千葉県八千代市生まれ
昭和46年 千葉県立印旛高等学校
（現：印旛明誠高等学校）卒業
昭和47年 中央工学校卒業
昭和49年 土地家屋調査士事務所設立
平成11年 千葉県議会議員（1期）
平成15年 八千代市長（3期）
平成25年 参議院議員（2期）
参議院憲法審査会 幹事
平成27年 自民党法務部会 副部長
平成28年 内閣府大臣政務官
参議院国土交通委員会 筆頭理事
平成29年 自民党国土交通部会 部長代理
平成30年 自民党政務調査会 副会長

《主な役職》

参議院 ・財政金融委員会 委員長
・北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 委員
自民党 ・財政・金融・証券関係団体委員会 副委員長
・所有者不明土地等に関する特別委員会 事務局長代理
・PFI推進特命委員会 事務局次長
・宇宙・海洋開発特別委員会 幹事
・参議院地方議会からの「意見書」に関するPT 幹事
議員連盟 ・所有者不明土地問題に関する議員懇談会 事務局長

国会見学のご案内

見学を希望される方は、団体名、代表者名、参加人数（男女別、大人子供別）、参加希望日時、ご連絡先を下記の豊田俊郎国会事務所までご連絡ください。

後援会入会のご案内

豊田俊郎の政治活動をご支援いただける後援会の会員を募集しております。
入会お申し込みは、豊田俊郎八千代事務所までお願いいたします。

参議院議員 豊田俊郎事務所

- 国会 事務所 〒100-8962
東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1213号室
Tel：03-6550-1213 Fax：03-6551-1213
- 八千代 事務所 〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田310番地
Tel：047-480-7777 Fax：047-480-7377

《豊田俊郎 公式サイト》

<https://toyodatoshiro.jp/>

《豊田俊郎 公式Facebook》 日々の活動を更新中！

皆様からの「いいね！」
お待ちしております！

ご挨拶

昨年12月に召集された第207回臨時国会において、山東昭子議長より財政金融委員会 委員長の任を賜りました。この委員会では財政、金融、税制、為替、関税などを審議するもので、現代の凄まじいスピードで高度化する情報通信技術の多様化の中で時代のニーズに即した法整備を進め、国家国民の財産を守り抜くため、重責を全うしてまいります。

岸田内閣は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期しつつ、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むこととしています。

財政政策においては、経済あつての財政との考えの下、足元及び中長期的な成長に向けた課題に対応しつつ、財政健全化に向けて引き続き改革を続け、税制については、今後とも構造変化や国際動向等を踏まえ、再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築してまいります。

また、私がライフワークとして取り組んでおります所有者不明土地問題においても、国会議員になった時から、議員の先輩方や関係省庁、業界団体等様々な方面でお話をさせていただいた事もあり、少しずつではございますが、着実に「所有者不明土地を生み出さないシステム作り」と「多様なステークホルダーへの所有者不明土地の利活用」を軸に、毎年のように提案し続けていた法改正が進んできております。今通常国会でも所有者不明土地問題に関する関連法の改正案を提出予定ですので引き続き国民世論の議論を深めながら前へ進めてまいりたいと思っております。

コロナ禍で皆様とお会いする機会が減ってしまいましたが、どうか皆様健康にご留意され益々ご活躍されますようご祈念申し上げます。私も皆様のご声援を励みにし、責任の重さを感じながら全力投球して参りますので、引き続きのご支援よろしくお願いたします。

参議院議員 **豊田俊郎**



グランドゴルフ大会開会式にてご挨拶



倫理法人会のモーニングセミナーで講話



千葉県中、奔走した衆議院選挙



身体障害者福祉会で作品展を鑑賞



財政金融委員長として、金融業界関係の賀詞交歓会に参加



猪口邦子参議院議員を育てる会



武部農水副大臣と畜産業者を視察



鎌ヶ谷市市制施行50周年記念式典

民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)の改正

所有者不明土地の問題は公共事業や民間の土地の流通を阻害していることです。この問題が発生する大きな原因が、相続による名義変更登記や所有者の住所変更登記がされないまま、放置されていることです。そこで、2021年4月21日、民法・不動産登記法の改正が参議院で成立しました。改正法は**2024年4月1日**から施行されます。



相続登記の義務化	住所変更登記の義務化	所有者情報など連絡先の把握
<ul style="list-style-type: none"> ◆相続で不動産取得を知った日から3年以内に手続きを登記・名義変更をしないと10万円以下の過料の対象 ◆相続人が遺言で財産を譲り受けた場合も同様に3年以内に名義変更も怠ると過料の対象 ◆遺産分割がまとまらず相続登記をできない場合には、相続人であることを申告をすれば相続登記をする義務は免れる。その場合には、法務局(登記官)が登記簿に申告をした者の氏名住所などを記録する ◆この相続登記義務化は、法改正後に発生した相続のみならず、法改正以前から相続登記をしていない不動産についても適用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人のほか、会社などの法人が住所・氏名・名称変更した場合における住所氏名変更登記が義務化され、2年以内に手続きをしなければ5万円以下の過料の対象 ◆この住所等の変更登記義務化は相続登記義務化と同様に法改正後に発生した住所等の変更のみならず、法改正以前から住所等の変更登記をしていない不動産についても適用 ◆法務局が住基ネット、商業・法人登記システムで把握した住所変更情報を登記できる。ただし、所有者が個人の場合には、個人への意向確認と本人からの申し出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たに不動産の所有権を取得する個人は、名義変更登記時に生年月日等の情報の提供が義務化 ◆所有者が会社など法人であるときは、商業・法人登記のシステム上の会社法人等番号が登記簿に記録 ◆海外居住者は、その国内における連絡先(第三者も含む)を申告が必要。その連絡先が登記簿に記録 ◆所有している不動産の一覧情報を本人又は相続人から法務局に対して交付を請求できる

その他にも遺産分割協議における特別受益と寄与分の期限の新設、土地所有権放棄の制度や行方不明共有者がいる不動産の管理処分制度の創設など、相続に関連する改正点があります。相続登記義務化以外の改正点については法務省のホームページをご覧ください。